

与謝野 馨大臣 殿

## 社会保障・税一体改革の検討に当たって

### ～改革に男女共同参画の視点を～

平成23年3月8日  
男女共同参画会議議員  
鹿嶋 敬 岡本直美  
辻村みよ子 山田昌弘

昨年末に、男女共同参画会議での精力的な議論を経て、第3次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。

この第3次基本計画においては、重点分野の一つとして、「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」を掲げています。

計画では、「男女の社会における活動の選択に中立的な社会制度の検討」について、「税制、社会保障制度、家族に関する法制、賃金制度等、女性の就業を始めとする社会における活動の選択に大きな関わりを持つ諸制度・慣行について、世論の動向を把握し、様々な世帯形態間の公平性や諸外国の動向等にも留意しつつ、男女の社会（家庭を含む。）における活動の選択に対する中立性等の観点から総合的に検討する。」とされています。

税制では、国民生活に与える影響に配慮しつつ、配偶者控除の縮小・廃止を含めた見直しの検討を進めることが記述されています。

また、社会保障制度では、年金制度の基本的な体系に関わる第3号被保険者制度について、新たな年金制度に関する議論の中で幅広い観点から検討していくことが書かれています。

少子高齢化の進展と人口減少社会の到来など我が国が直面する社会情勢が変化し、労働力人口が今後急激に減少する中、男女がともに生きやすい社会を創っていく上で、また、働く意欲のある女性が能力を発揮できるようにしていくためにも、かつての男性片働きを前提とした社会制度については、男女共同参画の視点から見直しを検討していく必要があると考えております。

今般、社会保障・税一体改革の検討が集中的に実施されるに当たり、改めて、男女共同参画社会実現の視点を十分踏まえていただくようお願い申し上げます。